

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津 1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒント

### 裏技的な

光文社新書「利益を生むサービス思考」。著者はサービス世界コンクール世界大会で世界のメートル・ドテルになり、サービスの普及に努める宮崎辰氏で、一流レストランの現場から得たビジネス哲学を公開しています。その中に紹介された大先輩「銀座マキシム・ド・パリ」の秋山隆哉氏の話です。はとバスが千円～3千円の頃、1万5千円の高額マキシム・ツアーを成功させた。団体でコース料理なら安心。お金は問題ではない。観光客に敷居の高いマキシムの敷居を低くした。また、ステーキは、載せたバターに醤油を1滴たらすとうまさが引き立つ。そこで、タキシードの懐に醤油の小瓶を隠し持ち1滴かけるサービスも。

## ヒント

### 税務 ミニガイド

会社が事業用に取得した空撮用ドローンの減価償却に当たって、その法定耐用年数は、耐用年数省令別表第一の「航空機」には該当せず、「器具及び備品」の中の「光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、5年とされています



富士山とデージー(山梨)

天野主税/オアシス

## 少額飲食費等の取り扱い

### □制度の概要

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用をいい、一定の部分を除いて、損金不算入とされています。

ただし、少額飲食費等は、損金不算入制度の対象となる交際費等の範囲から一定の要件のもとで除かれています。

### □少額飲食費等の範囲

交際費等の範囲から除かれる飲食費（少額飲食費等）は、飲食その他これに類する行為のために要する費用とされており、飲食代（テーブルチャージ料やサービス料を含みます）、ケータリングの弁当代などが該当します。

ただし、専らその法人の役員、使用人、これらの親族の飲食代（社内飲食費等）は、交際費等の範囲から除かれる少額飲食費等に含まれないこととなります。

なお、親会社や子会社の役員、使用人との飲食費については、法人格が別であるため社内飲食費には該当しませんので、この規定の適用があります。

### □1人当たり5,000円以下の判定

1人当たりの金額が5,000円以下であるかどうかの判定に当たっては、飲食等のために要する費用を参加した者の数で除して計算することとなります。

その際、法人が税込経理方式を採用している場合には消費税等の額は支出額に含まれることになり、税抜経理方式を採用している場合には、消費税等の額は支出額に含まれないこととなります。

なお、一次会と二次会が行われたような場合には、同一店舗で行われているにもかかわらず分割して支払っているような場合を除いて、一次会と二次会、それぞれごとに判定を行うこと



○信長は酒よりも南蛮菓子（金平糖、カステラ）が好きだったが、出陣前は湯漬け（実は茶漬け）。秀吉は白米を白でひいたひき割り粥が好物で、家康は玄米と焼き味噌を好んだが死因は天ぷらだった。光秀はちまき、清正は黒米を好んだ。信玄はほうとう、煮貝。謙信は酒好きで、あては梅干、漬物。伊達政宗は自ら料理をするグルメで、ずんだ餅、伊達巻等。



になります。

### □適用要件

1人当たり5,000円以下の少額飲食費等を交際費等の範囲から除くためには、飲食等のために要する費用について、次の事項を記載した書類を保存していることが要件とされています。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名・名称、その関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額、飲食店等の名称、所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

### □ゴルフ等の接待関連飲食

ゴルフ等の接待に際して、ゴルフ場等でプレーの合間やプレー終了後に行う飲食について、ゴルフ等を主たる目的とした一連の行為のひとつとして不可分のものと考えられる場合には、この規定の適用はありません。

したがって、その飲食代については、交際費等に該当することとなります。

ただし、ゴルフ等のプレーが終了して解散後に、一部の参加者で別途飲食を行うように、ゴルフ等の一連の行為とは別の行為として、単独で行われる飲食については、この規定の適用があります。

## 相続放棄と相続税額

相続放棄とは相続人が家庭裁判所に対し相続開始を知った日から3ヵ月以内に相続放棄の申述をし、それが受理されると、その相続人は初めから相続人でなかったものとみなされます。よって次順位の相続人が、亡くなった者の財産、債務を相続することとなり具体的に次のような税務上の留意点が発生します。

### 1. 遺産に係る基礎控除

相続税の総額計算において、相続税の課税価格の合計額から、3,000万円と600万円に法定相続人の数を乗じて得た金額との合計額が控除されます。法定相続人数は、相続の放棄があってもその相続の放棄がなかったものとした場合における民法上の相続人の数によることとされています。

### 2. 相続税の総額

相続税の課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額を、1で説明した法定相続人数に応じた相続人が、民法の規定による法定相続分に応じて取得したものとして計算された金額を合計したものが、相続税の総額となります。

### 3. 各相続人の相続税額

未成年者の扱いは、父と母が相続放棄したために相続人となったケースでは、その放棄がなかったものとした場合には民法上の相続人ではないので、未成年者控除は受けられないこととなります。一親等の血族ではないケースでは、相続税の2割加算の規定が適用されることとなりますので特に注意します。

### 4. 相続放棄の伸長

原則相続人は、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月の熟慮期間内に、相続放棄をしなければなりません。ただし、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、決定できない場合には、家庭裁判所は、申立てにより、この3ヵ月の熟慮期間を伸長することができます。

## ナマの税務相談室

**Q** ご無沙汰しています。今日は友人がT県に相続で山を持っていて、自分も年を取ったので自分の財産を整理したいが、相続に乗ってくれと、久しぶりに会うなりいきなり切り出して参りました。

**A** お久しぶりにお目にかかりますが、実は最近そのような相談が多いのですよ。

伺いましょう。

**Q** 彼は自分が代表をしている会社に、自分が持っている山と、昨年他人から購入した近接地の山を含めて譲渡するつもりです。

その場合に、会社への譲渡金額について注意すべきこと、或いは、確定申告等についてご教示をお願いいたします。

相続した山林土地を会社に譲渡する場合の譲渡金額については、購入実例価額を基準に、相場の精通者等に相談して決めたいと考えています。

## 山林譲渡あれこれ

**A** ご質問は大別して取得関係分と同族会社譲渡分に大別されます。

まず、昨年購入分は実額ですが、相続取得分は取得

時期、取得価額を引き継ぎます。不明の場合は、譲渡価額の5%で評価します。

今回の、山林をその生立する土地と共に譲渡した場合における当該土地の譲渡から生ずる所得は山林所得に該当しません(基本通達32—2)。

土地と立木の収入金額が明確に区分されていないときは、譲渡時における時価によって、譲渡価額の総額を立木部分と土地部分に区分して計算いたします。なお、取得後5年以内に譲渡した場合は山林所得でなく事業所得か雑所得、土地の部分は譲渡所得となります。

また、同族会社に時価の2分の1に満たない金額で譲渡した場合は、時価譲渡と見做されますので注意が必要です。山林所得の細かい計算等は譲渡確定時にご相談ください。

## 民泊伸張への期待 と民泊税務の案内

**政**府観光局は訪日外国人数の毎月統計を公表しており、その伸び率の著しさには目を見張るものがあります。公表年の最古の2003年と2013年の累計数を比べるとほぼ倍の人数なのに比し、5年ずらした2008年と2018年の比では374%となっており、特に韓国、中国、台湾、香港、タイを中心とするアジア勢の伸びが牽引しており、特に中国の伸びが特筆で838%を記録しています。2018年の訪日外国人数の絶対数は3,119万人です。来年のオリンピック時の宿泊場所の絶対数は圧倒的に需要逼迫と予想されています。

**そ**の対策として、昨年6月から始まった「民泊」についても、統計が公表されて

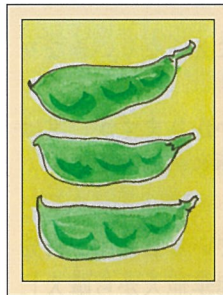
おり、1月までの累計で630,734日の宿泊日数を提供したとされています。訪日人数に滞在日数を乗じた数字を予想して比較すると微々たる供給量でしかないことが明白です。しかし、国策としてはその伸びを期待しているようです。

**以**前から、マンスリーマンションは不動産所得となる貸付け、居住目的なら消費税非課税取引、ウィークリーマンションは事業所得・雑所得となり、消費税課税取引と区分されていたところですが、ウィークリーマンションに近く、むしろビジネスホテル事業の仲間と言え、事業所得・雑所得となり、消費税課

税取引と区分されるのは必定です。

**民**泊新法の施行に合わせて公表された消費税通達では、民泊新法に基づく民泊は、旅業法に規定する旅館業に該当するので、非課税とはならない、と注書きをし、タックスアンサーでも、個人が空き部屋などを有料で旅行者に宿泊させる民泊は、利用者の安全管理や衛生管理、また、観光サービスの提供等も伴うものなので、単なる不動産賃貸とは異なり、その所得は、不動産所得ではなく、雑所得に該当する、としています。

**ま**た、国税庁は、本格的な事業でない場合の、給与所得者の20万以下申告不要、1,000万円以下消費税免税、家事費用との共用費用の按分計算、住宅ローン控除や居住用譲渡3,000万円控除との関係などの丁寧な解説の個人課税情報も提供しています。



6月。種播き「芒種」は6日です。芒種のあと次第に五月雨の季節に入ります。二十四節気は旧暦なので、この6月の雨を五月雨といえます。五月晴も同様ですが、近年では5月の晴天をいうようになりました。緑は濃く、青梅はたわわ。「此庭や草長うして梅雨に入る 柗堂」  
月半ば、所得税の予定納税額の通知があります。  
6日芒種、22日夏至。

そのことはできる、それをやる、と決断せよ。  
それからその方法を見つけるのだ。

(エイブラハム・リンカーン)

### 6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税額の通知 (税務署長より)	17日		
○4月決算法人の確定申告	7月1日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付 (条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。